

「加西市小規模事業者経営持続支援金」 Q&A (令和2年10月1日現在)

質問01 支援金はいつ振り込まれますか。

(回答)

郵送による申請書を受理してから、概ね1週間から10日でご指定の口座に振り込みとなります。

質問02 個人事業主は対象となりますか。

(回答)

法人や個人にかかわらず、小規模事業者の基準を満たせば対象となります。

質問03 従業員数にパート・アルバイトは含まれますか。

(回答)

雇用契約により雇用されており、週30時間以上の勤務形態である場合は従業員数に含みます。なお、経営者又は取締役等の役員は従業員に含みません。

質問04 従業員数に出向者や派遣社員は含まれますか。

(回答)

個別の判断になりますが、雇用契約がない場合は出向・派遣元事業所の従業員となります。

質問05 複数の事業所がある場合の従業員数の数え方はどうなりますか。

(回答)

法人全体で数えます。

質問06 開業1年未満ですが対象となりますか。

(回答)

■対象月が令和2年4月の場合

令和2年5月1日現在で開業から4か月以上であれば対象となります。

令和2年4月と令和2年1月から3月の売上の平均と比較していただくことになります。

■対象月が令和2年5月の場合

令和2年6月1日現在で開業から4か月以上であれば対象となります。

令和2年5月と令和2年2月から4月の売上の平均と比較していただくことになります。

■対象月が令和2年6月の場合

令和2年7月1日現在で開業から4か月以上であれば対象となります。

令和2年6月と令和2年3月から5月の売上の平均と比較していただくことになります。

■対象月が令和2年7月の場合

令和2年8月1日現在で開業から4か月以上であれば対象となります。

令和2年7月と令和2年4月から6月の売上の平均と比較していただくことになります。

■対象月が令和2年8月の場合

令和2年9月1日現在で開業から4か月以上であれば対象となります。

令和2年8月と令和2年5月から7月の売上の平均と比較していただくことになります。

■対象月が令和2年9月の場合

令和2年10月1日現在で開業から4か月以上であれば対象となります。

令和2年9月と令和2年6月から8月の売上の平均と比較していただくことになります。

質問07 業種の分類はどのように判断するのですか。

(回答)

中小企業基本法上の「製造業、建設業、運輸業その他の業種」、「卸売業」、「サービス業」、「小売業」のうちどの業種に分類されるのかは、総務省が所管する日本標準産業分類（最新版は第13回）をご覧いただき、分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるかご確認ください。

質問08 業種の分類において、複数の業種を行っている場合、どのように判断するのですか。

(回答)

売上が一番大きな業種を基準としてください。

質問09 複数の事業所がある場合、複数の申請は可能ですか。

(回答)

複数の事業所（店舗）の経営であっても、1事業者としての取扱いになります。

質問10 申請書はどこで取得できますか。

(回答)

市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所でも配布しております。

また、ご希望でしたら郵送も可能です。

質問11 申請にはどのような書類が必要ですか。

(回答)

提出書類	備考
交付申請書兼請求書	【対象月：4月又は5月の場合】 様式第1号 【対象月：6月又は7月の場合】 様式第1号(2) 【対象月：8月又は9月の場合】 様式第1号(3)
売上の状況を示した書類	対象月と前年同月(※)の売上が記載されており、申請者の記名・押印があれば、様式は任意です。 ※開業1年未満の場合は、対象月の前月から起算した直近3ヶ月の売上高が分かる帳簿類の写しをご提出ください。
対象月を「6月又は7月」「8月又は9月」で申請する場合で過去に本支援金の交付を受けた方は以下書類を省略できます。	
市内における事業実態が分るもの	開業届の写し、パンフレットなど
決算書又は確定申告書の写し	対象月の前年度の決算書又は確定申告書です。 【法人】 確定申告書別表一（1枚）、法人事業概況説明書（2枚（両面）とも）

	<p>【個人事業主】</p> <p>申告書B第一表（1枚）、第二表（1枚）</p> <p>確定申告の義務がない場合は、「市民税の申告書類の写し」、確定申告が完了していない場合は、前々年の「確定申告書類」又は「市民税の申告書類の控え」を提出してください。</p>
振込先の金融機関を確認する書類	<p>申請者名義の通帳の見開きページの写し</p> <p>※法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は代表者名義となります。</p> <p>※前回と異なる場合は必ず提出してください。</p>
本人確認書類	<p>※個人事業主の方のみ</p> <p>運転免許証、個人番号カード（表面のみ）、住民基本台帳カード、健康保険証、住民票のいずれかの写し</p>

質問 12 小規模事業者とはどのようなものですか。

(回答)

【小規模事業者の範囲】

本要綱でいう「小規模事業者」は、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者となります。

業種	従業員数
①製造業・建設業・運輸業・その他（②③④を除く）の業種	20人以下
②商業（卸売業・小売業・飲食業）	5人以下
③サービス業（宿泊業・娯楽業）	20人以下
④サービス業（上記以外）	5人以下

※次の法人等は、対象外となります。

協同組合等の組合（企業組合、協業組合を除く）、一般社団法人、公益社団法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、学校法人、任意団体など

問 13 個人事業を営む者の場合、事業収入とは具体的にどのような収入ですか。

(回答)

申告書 B「収入金額等」の欄の「ア営業等 イ農業 ウ不動産」の項目に該当する収入のことを言います。

問 14 給与以外に農業所得があります。支援金の対象になりますか。

(回答)

農業に係る事業収入が全収入の 50%以上である場合は対象としています。

問 15 会社員ですが、副業で事業を行っています。支援金の対象になりますか。

(回答)

副業に係る事業収入が全収入の 50%以上である場合は対象としています。